

大通達甲（警）第21号
大通達甲（生）第9号
大通達甲（刑）第4号
大通達甲（交）第5号
大通達甲（備）第4号
令和3年4月1日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

大分県警察犯罪被害者支援部会運営要綱の改正について（通達）

大分県警察の組織に関する訓令（平成6年大分県警察本部訓令甲第8号）第2条の2の犯罪被害者支援部会については、「大分県警察犯罪被害者支援部会運営要綱の改正について」（平成31年4月2日付け大通達甲（警）第5号）に基づき運営しているところであるが、この度、犯罪被害者支援推進委員会の廃止等に伴い、別添のとおり「大分県警察犯罪被害者支援部会運営要綱」を改正したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達及び「大分県警察犯罪被害者支援推進委員会設置運営要綱の制定について」（平成31年4月2日付け大通達甲（警）第6号）は、廃止する。

（広報課犯罪被害者支援係）
（生活安全企画課企画係）
（刑事企画課企画係）
（交通企画課企画係）
（警備企画課企画係）

別添

大分県警察犯罪被害者支援部会運営要綱

1 趣旨

この要綱は、大分県警察の組織に関する訓令（平成6年大分県警察本部訓令甲第8号）第2条の2の犯罪被害者支援部会（以下「支援部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 支援部会の事務

支援部会は、犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）の被害の回復、安全の確保及び精神的打撃の軽減に資するための施策（以下「犯罪被害者支援」という。）を総合的かつ効果的に推進するものとする。

3 支援部会の組織

- (1) 支援部会に部会長を置き、警務部広報課長をもって充てる。
- (2) 支援部会に次の班を置き、当該班の班員の所属及び職名は次のとおりとする。

班の名称	班員	
	所属	職名
犯罪被害者支援班	警務部広報課	犯罪被害者支援室長 犯罪被害者支援室室長補佐 犯罪被害者支援係
犯罪被害者訪問連絡班	生活安全部地域課	課長補佐（犯罪被害者支援担当） 犯罪被害者支援係
人身安全関連事案・犯罪被害少年支援班	生活安全部人身安全・少年課	課長補佐（犯罪被害者支援担当） 犯罪被害者支援係
生活環境事件犯罪被害者支援班	生活安全部保安課	課長補佐（犯罪被害者支援担当） 犯罪被害者支援係
サイバー犯罪被害者支援班	生活安全部サイバー犯罪対策課	課長補佐（犯罪被害者支援担当） 犯罪被害者支援係
刑事事件犯罪被害者支援班	刑事部刑事企画課	課長補佐（犯罪被害者支援担当） 犯罪被害者支援係
強行犯・盗犯事件犯罪被害者支援班	刑事部捜査第一課	犯罪被害者支援官 課長補佐（犯罪被害者支援担当） 犯罪被害者支援係
知能犯事件犯罪被害者支援班	刑事部捜査第二課	課長補佐（犯罪被害者支援担当） 犯罪被害者支援係
暴力団事件犯罪被害者支援班	刑事部組織犯罪対策課	課長補佐（犯罪被害者支援担当） 犯罪被害者支援係

交通事件犯罪被害者支援班	交通部交通指導課	被害者連絡調整官 課長補佐（犯罪被害者支援担当） 犯罪被害者支援係
警備事件犯罪被害者支援班	警備部警備企画課	課長補佐（犯罪被害者支援担当） 犯罪被害者支援係

- (3) 前記(2)に定めるもののほか、支援部会に、警察本部長が任命し、又は委嘱する犯罪被害者カウンセラー（以下「カウンセラー」という。）及び被害回復アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

4 部会長及び各班等の事務

- (1) 部会長は、支援部会の事務を掌理する。
- (2) 犯罪被害者支援班は、犯罪被害者支援の企画、調査及び総合調整に関する事務を処理する。
- (3) 犯罪被害者訪問連絡班は、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の企画、調査及び実施に関する事務を処理する。
- (4) 人身安全関連事案・犯罪被害少年支援班は、人身安全関連事案（恋愛感情のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童虐待事案、高齢者虐待事案、障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案をいう。）により危害が加えられるおそれのある者及び犯罪被害を受けた少年の支援の企画、調査及び実施に関する事務を処理する。
- (5) 生活環境事件犯罪被害者支援班は、生活環境事件に係る犯罪被害者支援の企画、調査及び実施に関する事務を処理する。
- (6) サイバー犯罪被害者支援班は、サイバー犯罪に係る犯罪被害者支援の企画、調査及び実施に関する事務を処理する。
- (7) 刑事事件犯罪被害者支援班は、刑事事件の捜査活動における犯罪被害者支援及び刑事事件に係る犯罪被害者支援（他の班の事務に係るものを除く。）の企画、調査及び実施に関する事務を処理する。
- (8) 強行犯・盗犯事件犯罪被害者支援班は、強行犯事件及び盗犯事件に係る犯罪被害者支援の企画、調査及び実施に関する事務を処理する。
- (9) 知能犯事件犯罪被害者支援班は、知能犯事件に係る犯罪被害者支援の企画、調査及び実施に関する事務を処理する。
- (10) 暴力団事件犯罪被害者支援班は、暴力団事件に係る犯罪被害者支援（そのおそれのある者に係る支援を含む。）の企画、調査及び実施に関する事務を処理する。
- (11) 交通事件犯罪被害者支援班は、交通事件に係る犯罪被害者支援の企画、調査及び実施に関する事務を処理する。
- (12) 警備事件犯罪被害者支援班は、警備事件に係る犯罪被害者支援の企画、調査及び実施に関する事務を処理する。

(13) カウンセラーは、精神的打撃を受けた犯罪被害者等に対するカウンセリングその他警察職員に対するカウンセリングを行う。

(14) アドバイザーは、財産的被害を受けた犯罪被害者等に対する助言等を行うほか、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の被害者に対する援助の措置等を採用する場合の助言等を行う。

5 犯罪被害者支援実施上の留意事項

(1) 各班は、犯罪被害者支援の実施に当たっては、犯罪被害者支援班及びその他の各班と緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に行うこと。

(2) 各班は、犯罪被害者支援の企画及びその実施状況について、その都度、犯罪被害者支援班及びその他の各班と情報共有を図ること。

(3) カウンセラー及びアドバイザーは、カウンセリング又は助言等を行うに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 その他の所属における犯罪被害者支援

(1) 前記3(2)に定める所属以外の警察本部の所属の長は、法第3条に規定する基本理念にのっとり、所管する事務に係る犯罪被害者支援を積極的に推進するものとする。

(2) 交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長は、この要綱に準じて犯罪被害者支援部会を設置し、当該所属における犯罪被害者支援を総合的かつ効果的に推進するものとする。

(3) 所属長は、犯罪被害者支援を企画し、又は実施したときは、その都度、犯罪被害者支援班に連絡するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。